

令和4年度 障害児通所支援事業所

集団指導

名古屋市 子ども青少年局
子育て支援部 子ども福祉課

～次第～

1. 安全計画の策定及び送迎用バスの安全装置装備の義務化について
2. 身体拘束廃止未実施減算について
3. 業務継続計画の策定について
4. 感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための対策について
5. 児童発達支援管理責任者の配置要件等について
6. 個別サポート加算Ⅱの取扱いについて
7. やむを得ない定員超過の取扱いについて
8. 実地指導における主な指摘事項

※本動画にて説明させていただく内容については特にご留意いただきたいものとなっています。

動画以外の項目については資料集を確認してください。

【資料集掲載ページ】[ウェルネットなごやトップページ](#) > [事業者の方へ](#) > [障害児通所支援事業者指定・登録等](#) >

[指定・登録等ダウンロード](#) > [8 障害児通所支援事業所集団資料の掲載資料について](#)

1. 安全計画の策定及び送迎用自動車の安全装置装備の義務化について【資料集 議題1-1】

障害児の安全の確保を図るため、①～④の事項を義務化する。

安全計画とは

事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画

義務化内容

- ①事業所ごとに安全計画の策定、当該計画に従い必要な措置を講じる
- ②従業者へ安全計画について周知、定期的な研修・訓練の実施
- ③保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知
- ④安全計画の定期的な見直しと必要に応じた変更

※令和6年3月31日まで経過措置あり

1. 安全計画の策定及び送迎用自動車の安全装置装備の義務化について【資料集 議題1-1】

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が示された。

同プランに基づき、省令が改正され、児童の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備が義務付けられた。

義務化内容

- ①乗降車の際に点呼等の方法により児童の所在を確認
- ②送迎用自動車への安全装置の装備及び当該装置を用いて降車時の①の所在確認

※令和5年4月1日から義務化

(②については令和6年3月31日まで経過措置あり)

1. 安全計画の策定及び送迎用自動車の安全装置装備の義務化について【資料集 議題1-1】

①乗降車の際に点呼等の方法により児童の所在を確認

【義務付け内容】

児童の送迎や事業所外での活動のために自動車を運行する場合、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在確認をすること。

【対象サービス】

障害児通所支援事業所

1. 安全計画の策定及び送迎用自動車の安全装置装備の義務化について【資料集 議題1-1】

②送迎用自動車への安全装置の装備及び当該装置を用いて、降車時の①の所在確認

【義務付け内容】

送迎用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止するための装置を備え、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認をすること。

【対象サービス】

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス

【経過措置】

安全装置の装備が困難な場合は、令和6年3月31日までの間、代替措置で可

【義務付けの対象となる自動車】

座席が3列以上の自動車

2. 身体拘束廃止未実施減算について①【資料集 議題2-2】

身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件②～④の追加を行う。

運営基準

- ①身体拘束等の記録の整備
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、その結果について従業者に周知徹底
- ③身体拘束の適正化のための指針の整備
- ④従業者への研修実施

※②から④については令和4年度から義務化

減算の取扱い

- 運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算(身体拘束廃止未実施減算5単位/日)
- ②から④については令和5年4月から減算適用

2. 身体拘束廃止未実施減算について②【資料集 議題2-2】

障害児（又は他の障害児）の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

身体拘束にあたりとされる行為（例）

- 椅子やベッド等に縛り付ける
- 自分の意志で開ける事のできない居室等に隔離する
- 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する 等

やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- やむを得ず身体拘束を行うときは、組織（委員会や会議等）による決定と個別支援計画への記載
- 本人、家族への十分な説明
- 身体拘束を行った場合には以下を記録
 - ① 様態、時間 ② 利用者の心身の状況 ③ 緊急やむを得ない理由 ④ その他、必要な事項

2. 身体拘束廃止未実施減算について③【資料集 議題2-2】

(1) 記録の整備

- 緊急やむを得ない理由で身体拘束を行った時も記録を残す。
- 現状、身体拘束等を行っていない事業所においても記録様式は整備する。

(2) 「身体拘束等の適正化の対策を検討する委員会」を設置 (令和5年度から未実施の場合は減算適用)

- 委員会の設置 : 事業所単位のほか、法人単位でも可能。また、虐待防止委員会と一体的な設置、運営も可能。
- 開催頻度 : 少なくとも1年に1回の開催が望ましい。
- 従業員への周知 : 身体拘束等の記録を集計、分析し、事例と分析結果を全従業員へ周知。

(3) 「身体拘束等の適正化のための指針」の整備 (令和5年度から未実施の場合は減算適用)

- 適正化に関する基本的な考え方、身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針等を盛り込む。

(4) 身体拘束等の適正化のための研修の実施 (令和5年度から未実施の場合は減算適用)

- 組織的に徹底させていくために、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年に1回以上)を実施。
- 研修については事業所で行う職員研修で差し支えなく、また研修の実施の記録を残す。

3. 業務継続計画の策定について①【資料集 議題1-3】

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスを受けられるよう、事業所が取り組むべき①～③の事項を義務化する。

業務継続計画（BCP）とは

感染症や災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

義務化内容

- ①業務継続計画の策定
- ②従業者への定期的な研修・訓練の実施
- ③業務継続計画の定期的な見直し

※令和6年3月31日まで経過措置あり(令和6年度から義務化)

3. 業務継続計画の策定について②【資料集 議題1-3】

① 業務継続計画の策定

- 感染症にかかる業務継続計画及び災害にかかる業務継続計画を策定する。
- 感染症にかかる業務継続計画には、「平時からの備え」、「初動対応」、「感染拡大防止体制の確立」についての記載が必要。
- 災害にかかる業務継続計画には、「平常時の対応」、「緊急時の対応」、「他施設及び地域との連携」についての記載が必要。
- 感染症及び災害にかかる業務継続計画を一体的に策定することも可能。

② 従業者への定期的な研修・訓練の実施

- 定期的な研修(年に1回以上)を実施するとともに、研修の実施内容についても記録を残す。
- 業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認や感染症・災害発生時に実践する支援について、定期的な訓練(年に1回以上)を実施するとともに、訓練の実施内容についても記録を残す。
- 訓練の実施は、机上を含め実施方法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせて実施することが適当。
- 感染症の業務継続計画にかかる研修・訓練は、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修・訓練と一体的に実施することも可能。

③ 業務継続計画の定期的な見直し

- 研修や訓練での課題等を踏まえて、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

4. 感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための対策について①【資料集 議題1-4】

感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止を徹底するために事業所が取り組むべき①～③の事項を義務化する。

義務化内容

- ①感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置、その結果について従業者に周知徹底
- ②感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための指針の整備
- ③従業者への定期的な研修・訓練の実施

※令和6年3月31日まで経過措置あり(令和6年度から義務化)

4. 感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための対策について②【資料集 議題1-4】

① 感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置等

- 委員会の設置 : 事業所単位のほか、法人単位で可能。また、他の会議と一体的な設置・運営も可能。
- 開催頻度 : おおむね3ヵ月に1回以上、感染症流行時期等を勘案し、定期的に開催すること。
- 従業員への周知 : 委員会での検討結果について、従業員への周知・徹底を図ること。

② 感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための指針の整備

- 指針には、「平常時の対策」と「発生時の対応」を規定する必要がある。
- 「平常時の対策」には、「事業所内の衛生管理」、「支援にかかる感染対策」についての記載が必要。
- 「発生時の対応」には、「発生状況の把握」、「感染拡大の防止」、「保健センター等の関係機関との連携・報告」についての記載が必要。

③ 従業員への定期的な研修・訓練の実施

- 定期的な研修(年に2回以上)を実施するとともに、研修の実施内容についても記録を残す。
- 指針に基づき、定期的な訓練(年に2回以上)を実施するとともに、訓練の実施内容についても記録を残す。
- 訓練の実施は、机上を含め実施方法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせて実施することが適当。
- 感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修・訓練は、感染症の業務継続計画にかかる研修・訓練と一体的に実施することも可能。

5. 児童発達支援管理責任者の配置要件等について【資料集 議題1-5】

児童発達支援管理責任者の配置要件等について、確認してください。

1 基礎研修について

基礎研修修了のみでは要件を満たしません。

※令和3年度までの修了者については、3年間の経過措置あり

2 実践研修について

基礎研修修了後、2年以上の実務経験を経た上で実践研修を修了しないと要件を満たしません。

また、令和3年度までの修了者について、3年間の経過措置期間終了までに実践研修を受講する必要があります。

3 更新研修について

5年間の間に更新研修を受講しないと要件を満たしません。

※旧体系研修修了者(平成30年度以前)の受講期限:令和6年3月31日

6. 個別サポート加算Ⅱの取扱いについて【資料集 議題1-6】

個別サポート加算Ⅱの算定について、別紙様式(障害児通所支援事業所における連携先機関等との連携支援について(個別サポート加算Ⅱ))を活用してください。

※子ども福祉課への提出は必要ありませんが、加算要件に該当するかどうかの判断に迷うケースがありましたらご相談ください。

※記録がなく算定の要件を満たさず請求をしていた場合、返還を求めることがあります。

【主な算定要件】

- ① 個別支援計画書に、連携機関先等との連携支援の内容について記載し、本加算の趣旨や支援内容を保護者に説明し同意を得ている。
- ② 連携機関先等と支援状況等を年1回以上共有し、その記録を文書にて双方で保管している。

すでに算定している事業所におきましては、要件に該当しているかどうか再確認してください。

7. やむを得ない定員超過の取扱いについて【資料集 議題1-7】

やむを得ない定員超過として、以下の内容に該当するケースがありましたら、

別紙様式(障害児通所支援事業所における「やむを得ない定員超過」理由書)を

子ども福祉課までメール送付していただき事前相談してください。

【やむを得ない事情】

ア 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合。

イ 障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合。

8. 実地指導における主な指摘事項【資料集 議題3-1】

実地指導における主な指摘事項

※以下の「基準省令」とは、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)」を指す。

(1) 児童発達支援(放課後等デイサービス)計画の作成[基準省令第27条]

➡児童発達支援管理責任者は、支援計画の作成にあたっては原案を作成し、原案について会議を開催し、検討の内容を記録すること。支援計画の作成後、モニタリングを行い、少なくとも6月に1回以上、支援計画の見直しを行うこと。支援計画の見直しに当たっては、会議を開催するとともに、見直しの内容について保護者等の同意を得ること。

(2) 運営規定[基準省令第37条]

➡基準省令の改正に伴い、運営規定を改定すること。

(3) 勤務体制の確保等[基準省令第38条]

➡ハラスメントの相談窓口を設置すること。また、方針を明確化すること。

◇その他の主な指摘事項については別紙資料を参照し、今回指摘事項にあげていない事項についても、指定基準を遵守のうえ、適切に事業運営を行うとともに、支援の質の向上に努めてください。

最後に

動画の閲覧・資料集の確認が完了しましたら、ウェルネットなごやに掲載されているアンケートフォームへ入力をお願いします。

右のQRコードor下記のURLからもアクセス可能です。



アンケートフォームURL: <https://logoform.jp/form/mX9C/246408>

ご視聴ありがとうございました。